

○グループワーク

仕事、生活していく中での障がい者の差別を感じることに

<不当な差別の取扱の禁止>

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、障がいのない人にはつけない条件をつけることは禁止されます。

正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めます。

「受付の対応を拒否する。」「本人を無視して、保護者や介助者の人だけに話しかける。一緒にないと店に入れないという」、「障がい者向けの物件はないと言って対応しない。」等が差別として考えられます。

<障害の社会モデルとは、>

障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方です。

例えば、講演会の申込先が電話番号しか示されていないため、聴覚・言語障がいのある方が申し込みできない。（「慣行」による社会的障壁として考えられるケース）、入口の幅が狭く、車いすで通れない。（「物的要因」による社会的障壁があるケース）

例えば、「申込方法でメールでも受け付ける」ことで解決できます。入口の幅は、「工事により入口を広げる。」ハード面対応や、「荷物搬入口など幅の広い入口を案内する。」ソフト面対応が考えられます。障害者権利条約では、「障害の社会モデル」の考え方に基づくと、社会の側に障壁を取り除く責任があり、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮を提供しないこと」は、どちらも「差別」に当たるとされます。

「障害の社会モデル」の考え方に立つと、社会の中で見過ごされている「差別」に気付くことができ、身近な差別に気付きます。

地域の実態、原因を取り除く方法等について、グループワークを行います。